

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861



修治に於ては道徳的修治と云ふはさくなくない。と云ふべき。我々の考へ
 方を限つた。何れにせよ本條は我々の修治に何れかアソビトシ
 得しとせしむべき。此れ内連し。修治の名義は付實向であるた
 ひ。本條の修治は又國條修治の修治及國條の修治
 伊也と考へし得しとせしむべき。
 三、防衛協力修治 (防衛協力修治) — 我々より憲法上の問題
 を考へて置かれし。先ずは武力攻撃に regard (alter) する

能力とは、修治領域に對する武力攻撃に抵抗する能力と考へし
 積りあり。修治領域を日本に限れば、美子に氷刃やと云ふ
 依り我々の考へしは、我々の考へしは "sympathy and unity"
 "individual and collective capacity" 考へしは、修治に
 男子、此れ考へしは、修治の修治の考へしは、左様の修治は自然
 と考へしは、修治の考へしは、修治の考へしは、修治の考へしは、
 能力が、考へしは、修治の考へしは、修治の考へしは、修治の考へしは、

この限りかき置かれ、是等は、米穀等には、初めから日本に運出の制限の
制限を設けたる上、米穀を賣るる國にはないから、米穀の「能力」の意味に
及ぼは、自由貿易の原則に、さういふ制限を設けるべきでない。

四、協議條項——是れ二人分せる理にかゝり、いさぬと云ふことある
不當なり、二つ協議は、性質を異にし、^カ一は、たゞ米穀の停産の所
に事よるのみあり、^{カニ}他は、條項の停止に當り、米穀のみならず、又米穀に

就ては、例へば、米穀委員會を設けると云ふ、停産の旨を、米穀委員考へ得るべし

あるべきを述べ、是等は、二つ協議の同時の停止を主張するもの
は、形式上、米穀の運出を停止するものと云ふことある。

五、停産區域——此の表現に於ては、米穀は、共通の危険に對する
為るとす。と云ふことが、最も重要なるか、或は「或る攻撃を

日本に對す」自國の平和と安んずる爲に對する「危険を減らす」と
云ふ事柄として、いさぬ必要とするか、と會同せし上、停産區域を

日本に限る結果、後者表現に困難を生じ、主として認めし。

ニテラソク 半島に於て内河の交通を 表現せる 旨の 表現は 既に
 二三の條より 述べ置かれた。 右の如く 是方より 古來の如く 形式
 以下
 (1) 先づ 松平の平和と 交戦を 甚通の 利害と 認め、 と言ふ 旨を 述べ、
 (2) 更に 修好の 地域に 於ける 何れの 一方に 對する 損害は 自國の 平和
 と 重大に 對する 危険と 認め、 (3) 日本 及び 在日 米軍が 必勝
 形式を 保つこと になす

外務省

(1) 若し 交通の 危険に 對する 為め 意旨を 變更し 及 手続に 従つて アクト
 すと
 とし、 別條に 於て 参照 地域を 「日本 の 行政 権下 に あり 領土 又は
 領域」と 言ふ 義とする (斯くして 絶た ざる 意を 含め べきを 明にする)
 若し 互國 の 境は 自國 領土 に入つて ます (ことなり) こととして あり、 と
 認め、 米領 として は 「自國 の 平和 と 交戦 に 對する 危険 と 認め、
 二三の 條の 危險に 對する 爲め アクト」 の 形式 の 表現 を 共に

外務省

其事とすしと思ふが、此の事は高士と一に思ふに似せしむることにて

ある。

尚修然也賦を自らの限りには士族とては何かを得し得る事

はなれかと云はれしことには。

六、行政院に於ては、是等あり、之に就ての合意が、由未由限り修然

自修、^経修然のゆゑに、修然の限り、未則は十の限り申すこと

ぬと、此の修然を其の儘、有るごとく行くことを考へて、~~修然~~修然

外務省

未だ其の申すこと、^修修然より手控上り院中を退け、修然の申すこと

團令に於し、修然を拒ぶることを約束す。要するに修然を拒ぶること

は、修然、是等は、日本、政府が、修然を拒ぶることを開始す。と

云ふことである。は、修然の限り、其の限り、修然の限り、修然の限り

として、修然の限り、修然の限り、修然の限り、修然の限り、修然の限り

付、修然が、拒ぶる修然の限り、修然の限り、修然の限り、修然の限り、修然の限り

たが、未だ、修然の限り、修然の限り、修然の限り、修然の限り、修然の限り

外務省

Article A

The Parties, separately and jointly, by means of continuous and effective self-help and mutual aid, will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack against the treaty area.

Article B

Each Party recognizes that an armed attack against either Party in the treaty area would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional provisions and processes.

Article C

As used in this Treaty, the "treaty area" consists of the areas under the administration of Japan.